

●編集・発行  
 田布施町役場 企画財政課  
 〒742-1592  
 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1  
 ☎0820-52-5803  
 FAX 0820-53-0140  
 HP:http://www.town.tabuse.lg.jp  
 E-mail:kikakuzaisei@town.tabuse.lg.jp

# たぶせ

Tabuse Public Relations



**知** お知らせ  
 電線のないところまで！  
 電線のないところまで！

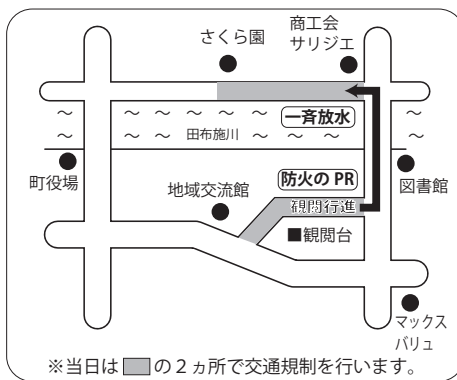
○ 電線には絶対に触らないでください。  
 ○ 電線には絶対に触らないでください。  
 ○ 電線には絶対に触らないでください。  
 ○ 電線には絶対に触らないでください。  
 ○ 電線には絶対に触らないでください。  
 ○ 電線には絶対に触らないでください。

◆連絡・問合せ先  
 中国電力(株)柳井営業所  
 ☎0120-616-317

**知** お知らせ  
 新春出初式

◆期日 平成27年1月11日(日)  
 ◆場所 地域交流館横広場  
 ◆内容  
 ・午前10時50分：幼年消防クラ

ブ員による防火PR  
 ・午前11時：観閲行進(消防車、はしご車、救急車などが参加)  
 ・午前11時30分：一斉放水  
 ※当日午前9時にサイレンを鳴らします。  
 ◆問合せ先 総務課  
 ☎52-5802



**知** お知らせ  
 農業委員会委員選挙

田布施町農業委員会委員の任期満了(平成27年3月31日)に伴う農業委員会委員一般選挙の日程などを、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

◆告示  
 平成27年2月24日(火)  
 ◆投票日

平成27年3月1日(日)  
 ◆選挙人名簿  
 平成26年1月1日現在の選挙人名簿登録申請により作成されたもの  
 ◆選挙による委員の定数 10人

▼農業委員会委員選挙  
 立候補予定者説明会  
 ○日時  
 平成27年1月30日(金)  
 午後1時30分  
 ○場所 役場3階議員控室

**知** お知らせ  
 児童クラブの申し込み

◆対象者  
 保護者および同居の祖父・祖母などが就労などで1週間あたりおおむね3日以上家庭にいない、町立小学校に在籍する児童  
 ◆募集児童クラブ  
 各小学校敷地内にあります。  
 ◆開設日時  
 ・学校のある平日(月～金曜日)  
 授業終了後～午後5時

・土曜日および長期休み  
 午前8時30分～午後5時  
 ※ただし、仕事などの都合により延長希望届を提出された場合、土曜日を除いて午後6時まで延長が可能です。  
 ※日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)、お盆(8月13日～8月16日)はお休みです。

◆保育料など 月額4500円  
 (保育料3000円、教材費、おやつ代1500円)  
 ◆申込方法  
 町民福祉課に備え付けの申込書などを提出し申し込む  
 ◆申込期限  
 平成27年1月30日(金)  
 ◆その他

◆その他  
 ・定員を超えた場合は、児童や家庭の状況などを考慮して入所を決定します。  
 ・夏休み(平成27年7月21日～8月31日)のみ希望される人も、今回申し込んでください。  
 ・現在育児休業中で、年度途中からの利用を希望する場合はご相談ください。  
 ◆申込み・問合せ先  
 町民福祉課児童係  
 ☎52-5810

## 知 お知らせ 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

### 児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当

### 特別児童扶養手当とは

児童の健全な成長を願って、身体や精神に程度以上の障がいのある児童を監護している人に支給される手当

平成26年12月1日から児童扶養手当の一部が改正されたことにより、次の点が変更になりました。

これまで、公的年金を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、年金額が児童扶養手当より低い人はその差額分の児童扶養手当を受給できるようにになりました。

### ○新たに手当を受け取れる事例

・お子さんを養育している祖父・母などが、低額の老齢年金を受給している場合

・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給し

ている場合

・母子家庭で、離婚後に父が死亡しお子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

※手当の支給には申請が必要です。

### ◇申請・問合せ先

町民福祉課児童係

☎52・5810

## 知 お知らせ 中小企業勤労者 小口資金貸付制度

### 大学の修学資金に

◇貸付対象者 中小企業勤労者

で県内に居住し、同一事業所で

1年以上勤続している人

◇貸付限度額 300万円

◇償還期間 10年以内

(うち在学期間中で4年以内

の据置可)

◇貸付利率 年1.8%

※別に保証料が必要です。

◇申込み先 中国労働金庫

※貸付に当たっては、中国労働

金庫の審査があります。

### ◇問合せ先

・山口県労働政策課

☎083・933・3210

・中国労働金庫岩国支店

☎0827・21・7335

・経済課商工水産係

☎52・5805

## 知 お知らせ 桜の苗木の 無償配布

田布施町全体を公園にみたく

美しい環境を創り出そうと、

昨年に引き続き今年も桜の苗

木を無償配布します。

◇日時 平成27年2月1日(日)

午前9時～正午

◇場所 田布施町役場 駐車場

◇申込方法 電話・FAX・電

子メールで申し込む

### ◇申込期限

平成27年1月31日(土)

### ◇申込み・問合せ先

・NPO法人田布施町まるごと

公園化プロジェクト事務局

☎0820・55・5402

FAX0820・55・5711

E-mail: log@country-log.com

・企画財政課

☎52・5803

## 知 お知らせ 蜜蜂を 飼養している人へ

養蜂振興法に基づき、蜜蜂を

飼養する全ての人に「蜜蜂飼育

届」の提出が義務づけられてい

ます。蜜蜂飼育届に平成27年1

月1日時点の飼育状況や飼育計

画を記載し、経済課まで提出し

てください。

※様式は経済課窓口にあります。

◇申込締切

平成27年1月23日(金)

### ◇問合せ先

・山口県柳井農林事務所畜産部

☎22・2416

・経済課

☎52・5805

## 相 相談 徳山年金事務所に よる年金相談会

年金相談会を実施しますの

で、お気軽にご利用ください。

完全予約制となっております

ので、ご希望の人は、徳山年金

事務所へ相談会前日までにご予約

をお願いたします。

※役場での予約受付はできません。

◇日時 平成27年1月15日(木)

午前10時～午後4時

(正午～午後1時を除く)

◇場所 田布施町役場 保健室

### ◇必要なもの

基礎年金番号のわかるもの

(年金手帳・年金証書など)、

相談者本人の確認ができるも

の(運転免許証など)

※代理人による相談の場合は、

委任状および代理人本人の確

認ができるものが重要です。

### ◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎0834・31・2152

## 講座 健康まるごと講座 (第6回)

「野菜を食べたら本当に健康

になれるの?」

そんな疑問にお答えします。

野菜が体にいい理由や簡単にと

れる方法を知れば、もつと野菜

が好きになり、たくさん食べた

いと思えるはず。この講座を機

に、「野菜+1皿」はじめてみ

ませんか。

◇日時 平成27年1月23日(金)

午後1時30分～午後3時

◇場所 高齢者いきいき館

### ◇内容

「野菜のいいところ発見!」

野菜+1皿でもつと健康に

◇講師 町栄養士、保健師

◇参加料 無料

### ◇申込期限

平成27年1月20日(火)

※「たぶせ・いきいき健康スタ

ンプラリー」の対象講座です。

◇申込み・問合せ先

保健センター

☎52・4999

# 水道管の凍結に

## ご注意ください

田布施・平生水道企業団 ☎52-2400

寒さが厳しくなる12月から3月にかけて、水道管の凍結事故が多発します。水道管に冬支度をさせて凍結を防止しましょう。

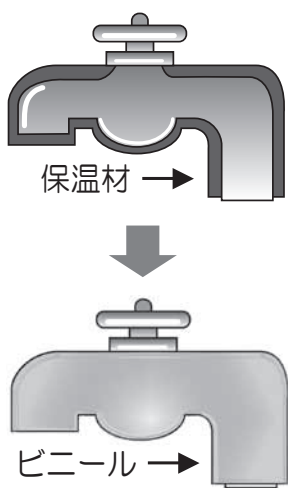
### どんなとき凍結する？

真冬が続くときや外の気温がマイナス4度以下になったとき、マイナス4度に達しなくても風の強いときは要注意です。また、家の中でも、北側の風が当たりやすい場所にある水道管が凍結しやすいようです。

◎天気予報にも注意しましょう  
低温注意報が発令された夜などは、特に凍結しやすくなります。

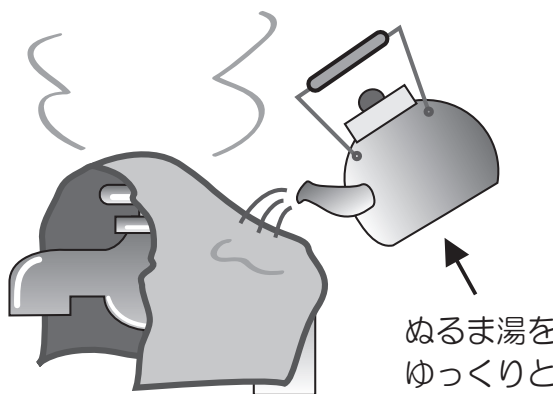
### 凍結防止のしかた

水道管に保温材を巻きます。蛇口が破損しやすいので、上部まで完全に包んでください。保温材としては、毛布やタオル、厚手の布なども使用できます。保温材の上からビニールなどを巻いて、保温材がぬれないようにしましょう。



### 水道管が凍ってしまったら？

自然に溶けるのを待つか、タオルや布をかぶせて、ぬるま湯をゆっくりまんべんなくかけながら、溶かしてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、注意してください。



### 水道管が破損したら

まず、宅内の止水栓を閉めてください。宅内の止水栓がわからない場合は、破損部にタオルやビニールテープなどを巻きつけて応急手当をしてください。その後、指定工事に修理を依頼してください（指定工事は、ホームページをご覧ください）。お問い合わせください。

### 水道工事を

## 決めておきましょう！

●水道工事・修繕は企業団指定給水装置工事店で

水道工事・修繕などは、田布施・平生水道企業団指定給水装置工事事業者（指定工事店）で行う必要があります。水道に関する故障、老朽や凍結などによる水道管の破裂など、いざというときにあわてないためにも、修繕を依頼する工事店を決めておきましょう。

●水道工事・修繕費用は利用者負担です

水道工事・修繕などは、水道利用者が指定工事店に依頼するものであり、工事費用は利用者の負担になります。詳しくは、指定工事店にご相談ください。